

特定疾患治療研究事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業に係る高額療養費制度の見直しに伴う診療報酬明細書等の記載について（お願い）

このたび、特定疾患治療研究事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業（以下「特定疾患治療研究事業等」という。）に係る高額療養費制度が改正されたことに伴い、特定疾患治療研究事業等の医療券には、健康保険上の所得区分を示す「適用区分」欄が設けられました。

各医療機関、調剤薬局及び訪問看護ステーションにおかれましては、患者から医療券が提示され、「適用区分」の記載（A から C 及び I から IV）がある場合は、その記載に応じ、以下のとおり診療報酬明細書等の「特記事項」欄に記載してください。

医療券の適用区分	診療報酬明細書等の特記事項欄への記載	
A	17上位	22多上（※多数回の場合）
B	18一般	23多一（※多数回の場合）
C	19低所	24多低（※多数回の場合）
IV	17上位	22多上（※多数回の場合）
III	18一般	
II	19低所	
I		

※多数回該当の対象は、同一医療機関での入院のみです（外来、調剤、訪問看護は対象とはなりません。）。

なお、医療券の「適用区分」欄の記載がない場合には、次の場合を除いて診療報酬明細書等の「特記事項」欄への記載は必要ありません。

- ・ 後期高齢者医療受給者証又は高齢受給者証をお持ちの方で、負担割合が3割の方（上記表の医療券の適用区分「IV」に該当する記載が必要です。）
- ・ 限度額認定証又は限度額適用標準負担額減額認定証をお持ちの方（その証の適用区分の記載は上記表の医療券の適用区分と一致するので、それに該当する記載が必要です。）

この内容は、「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について（平成21年4月30日付保医発0430001号）により、既に厚生労働省から関係機関へ通知されたところですが、改めて御案内するものです。

（この内容についてのお問い合わせ先）

東京都 福祉保健局 保健政策部 医療助成課 （電話）03-5320-4454~3

東京都 福祉保健局 保健政策部 疾病対策課 （電話）03-5320-4472

東京都 福祉保健局 少子社会対策部 子ども家庭支援課（電話）03-5320-4375